

議案第 3 号

箱根ジオミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

箱根ジオミュージアム条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根ジオパークの拠点施設である箱根ジオミュージアムの観覧料を改定することにより、より多くの観光客に大涌谷の魅力を伝えると共に、箱根ジオパークのPRを図り、その役割を果たすため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根ジオミュージアム条例の一部を改正する条例

箱根ジオミュージアム条例（平成 25 年箱根町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「観覧しようとする者は、別表に定める額の観覧料」を「観覧しようとする者（未就学児を除く。）は、観覧料として 100 円」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 小学生及び中学生（10人以上の団体を除く。）が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に観覧しようとするときは、観覧料を無料とする。

3 園児、小学生、中学生及び高校生（以下「園児等」という。）の引率者が観覧しようとするときは、園児等10人につき引率者1人の観覧料を無料とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。